



2月5日

全員協議会資料

和総務第262号

令和7年1月20日

和光市議会議長 安保 友博 様

和光市長 柴崎 光子



令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案の法的見解について

令和6年和光市議会9月定例会において否決となりました議案について、市の顧問弁護士及び埼玉県に法的な見解を求めたところ、下記のとおり回答がありましたので報告いたします。

記

1 否決となった議案

- 議案第 73 号 小学校教師用指導書の購入契約の締結について(追認)
- 議案第 74 号 小学校教師用指導書の購入契約の締結について(追認)
- 議案第 75 号 小学校教師用指導書の購入契約の締結について(追認)
- 議案第 76 号 和光市総合体育館用備品の購入契約の締結について(追認)
- 議案第 77 号 和光市総合体育館用備品の購入契約の締結について(追認)
- 議案第 78 号 小学校教師用指導書の購入契約の締結について(追認)
- 議案第 79 号 和光市総合福祉会館用備品の購入契約の締結について(追認)
- 議案第 80 号 和光市第五小学校給食室厨房用備品の購入契約の締結について(追認)
- 議案第 81 号 小学校教師用指導書の購入契約の締結について(追認)

2 法的な見解

(1) 豊泉裕隆弁護士(豊泉法律事務所)

議会が追認を拒絶(追認の議案を否決)すれば議決を要すべき行為の無効が確定し、追認拒絶の後には議会であっても追認によって議決を要すべき行為を有効とすることができないものと考える。

(2) 帖佐直美弁護士(晴海パートナーズ法律事務所)

追認の議案が否決された財産の取得は無効であることが確定し、有効とすることはできないものと考える。

(3) 埼玉県(企画財政部市町村課)

地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を経ずに行われた財産の取得(売買契約)の追認を求める議案が否決された場合、当該財産の取得は、無効であることが確定し、有効とすることはできなくなる。また、当該財産の取得の無効が確定する以上、追認を求め

る議案を再度提出することはできないものである。

3 今後の対応

これまで市議会からいただいたご意見及び法的な見解等を踏まえ、今後の対応を決定し、改めて市議会に報告をさせていただきます。

市長	副市長	部長	次長	課長
（印）		（印）	（印）	
課長補佐		当		
（印）		（印）	（印）	

主幹



回答書

1/7 顧問弁護士より回答がありましたので同覧し、

令和6年10月4日

和光市役所 総務部

総務課 御中

〒351-0114

埼玉県和光市本町13番29号

神山ビル2階

豊泉法律事務所

電話 048-423-6471

FAX 048-423-6472

弁護士 豊泉 裕隆

いつもお世話になっております。

令和6年10月3日付け顧問弁護士等相談票の件について、以下のとおり回答させていただきます。

1 結論

追認の議案が否決された財産の取得（売買契約）は、無効となります。

2 理由

地方自治法96条により議会の議決を要すべき行為は、当該議決を欠くときは無権限の行為として無効と解されます（最高裁判所昭和35年7月1日第二小法廷判決・最高裁判所民事判例集14巻9号1615頁、最高裁判所昭和44年9月11日第一小法廷判決・最高裁判所裁判集民事96号489頁）。

ただし、議会が当該行為を後に追認的に議決した場合には、地方自治法96条違反の瑕疵が治癒され有効となります（名古屋高等裁判所平成10年12月18日判決・判例タイムズ1027号159頁、東京高等裁判所令和3年3月25日判決・判例秘書登載）。

しかし、本件財産の取得（売買契約）については、追認の議案が否決されていますので、地方自治法96条違反の瑕疵は治癒されず無効となります。

なお、無権代理行為についてはありますが、本人が追認を拒絶すれば無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定し、追認拒絶の後は本人であっても追認によって無権代理行為を有効とすることができないとされています（最高裁判所平成10年7月17日第二小法廷判決・最高裁判所民事判例集52巻5号1296頁）。

そして、地方自治法96条違反の瑕疵についても無権代理行為についても、法的安定性が要求される点では変わりませんから、地方自治法96条違反の瑕疵についても、議会が追認を拒絶（追認の議案を否決）すれば議決を要すべき行為の無効が確定し、追認拒絶の後は議会であっても追認によって議決を要すべき行為を有効とすることができないものと考えられます。

以 上

回 覧	柴崎	課長補佐	担当	柳下
	生幹	桶屋		

相談（令和6年10月3日）に対する回答

10/7 顧問弁護士より回答がありましたので、同覧し。

「新版 逐条地方自治法＜第9次改訂版＞（松本英昭著、学陽書房）367頁に、「議決を要する事件については、議決によって、普通地方公共団体としての意思が決定する。議決を要する事件について議決を欠いた執行行為は、原則として無効である。」と記載されています。

この点、最高裁判所第二小法廷昭和35年7月1日判決でも、「村長の行為といえども、予算外の義務の負担となる行為については地方自治法九六条一項八号に基き議会の議決を要すべきであり、右議決を欠くときは該行為は無権限の行為として無効と解すべきであつて、その行為が手形行為だからといって別異に解すべき理由はない。」と述べ、議決を要する事件について議決を欠いた執行行為は無効であるとしています。また、最高裁判所第一小法廷昭和44年9月11日判決も、「地方公共団体の長は当該地方公共団体を代表し、その事務を管理執行する権限を有するが、議会の議決を経べき事項についてはその議決を経ないかぎり当該行為についての代表権限を有しないから、議決を欠くときは該行為は無権限の行為として無効と解すべき」として上記判決を引用しています。

また、名古屋高等裁判所平成10年12月18日判決は、「地方自治法九六条一項六号及び二三七条二項は、地方自治体の財産の処分行為について、地方自治体の議会の議決によることとして、地方自治体が財産運営上損失を被ること、特定の者が利益を受けること、住民の負担を増加させること、ひいては地方自治を阻害する結果になること等を防止しようとするものであるから、前記のとおり議会在当該財産処分行為を後に追認的に議決したことにより、本件交換契約締結上の瑕疵は治癒されたものと認められる。」としています。ご相談の事案では、追認を求める議案がいずれも否決されたというのであり、契約締結上の瑕疵が治癒されることなくそのままあることになります。

さらに、最高裁判所第二小法廷平成10年7月17日判決が、「無権代理人がした行為は、本人がその追認をしなければ本人に対してその効力を生ぜず（民法一一三条一項）、本人が追認を拒絶すれば無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定し、追認拒絶の後には本人であっても追認によって無権代理行為を有効とすることができず、右追認拒絶の後に無権代理人が本人を相続したとしても、右追認拒絶の効果に何ら影響を及ぼすものではないからである。」としていることからすれば、ご相談の事案では、追認を求める議案がいずれも否決されたことにより、無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定したものと考えられます。

以上より、追認の議案が否決された財産の取得は無効であることが確定し、有効とすることはできないと考えます。

差出人 "熊谷 夕騎" <[REDACTED]@pref.saitama.lg.jp>

送信日時 2024年12月17日 (火) 13:55

標題 【県市町村課】財産の取得の追認を求める議案が否決された場合の対応について (回答)

和光市総務課 弁護士 大塚様

平素より大変お世話になっております。
埼玉県市町村課行政担当の熊谷と申します。

いただいている御照会についてですが、
大塚様のお見込みのとおりと回答させていただきます。

回答が遅くなり申し訳ございません。
何卒よろしくお願い申し上げます。

~~~~~  
埼玉県 企画財政部 市町村課  
行政担当 熊谷 夕騎  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
TEL : 048-830-2682  
E-MAIL : [REDACTED]@pref.saitama.lg.jp  
~~~~~

Date: Wed, 06 Nov 2024 08:37:49 +0900

To: a2670-01@pref.saitama.lg.jp

Cc:

From: 総務課 <a0400@city.wako.lg.jp>

Subject: 【和光市総務課】財産の取得の追認を求める議案が否決された場合の対応について (照会)

-----Original Message follows-----

埼玉県市町村課行政担当 クマガイ 様

お世話になっております。和光市総務課の大塚と申します。
昨日お電話した標記の件について以下のとおり照会させていただきます。
なお、要請のありました当市の顧問弁護士2名（晴海パートナーズ法律事務所の帖佐直美弁護士、豊泉法律事務所の豊泉裕隆弁護士）の回答について別添のとおり返信させていただきます。
何卒よろしくお願い致します。

【照会事項】

地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決を経ずに行われた財産の取得（売買契約）の追認を求める議案が否決された場合、当該財産の取得は、無効であることが確定し、有効とすることはできなくなると解してよいか。
また、当該財産の取得の無効が確定する以上、追認を求める議案を再度提出することはできないと解してよいか。

~~~~~  
和光市総務課 弁護士 大塚 洋文  
電話 : 048-424-9085  
FAX : 048-464-1234  
E-mail : (代表) a0400@city.wako.lg.jp  
(個人) [REDACTED]@city.wako.lg.jp  
~~~~~